

1. 日 時：平成22年8月26日(木)午前10時～11時
2. 場 所：沖縄県庁11階第4会議室
3. 出席者：大城 郁寛 委員長(琉球大学教授)
幸地 啓子 委員(税理士)
安次嶺 悦子 委員(沖縄県女性の翼の会副会長)
4. 審議事項：海浜公園の指定管理者募集要項、審査基準について
5. 審議内容

評価方法の審査基準について、「5 以上のもののほか、海浜公園の設置目的を達成するために十分な能力を有するものであること」の項目が、「4 事業計画書に沿った管理を安定して行える物的及び人的能力を有するもの」と「2 海浜公園の効果を最大限に発揮させるものであること」において重複する部分があるので、最重要項目とする「4」の配点と「2」の配点と同じ30点になっているので、「5」の配点を5点とし、「4」の配点を35点にした方がいい。この配点に変更されれば、審査基準の優先順位も分かりやすくなる。

意見を反映させた形の審査基準の配点に変更します。

安座真海浜公園の黒字について。
その他、民間団体が指定管理者となり収益を指定管理施設以外使うことの制限を行い利用者へ還元できる形をとることはできないか。

安座真海浜公園の指定管理者である南城市は、平成12年の供用開始時より管理協定、平成17年度より指定管理者となり現在に至るまでに市の財源持ち出しもある。現在は、累積黒字の状況であり実質年200万円程度の収益がある。

収益が無く赤字になった場合は、団体の資金を持ち出しをしなければならないリスクもあるため、収益を制限する方法は困難であるが、協定で定めている修繕等の額について現在は50万円であるが、100万円にしたりする方法は考えられる。

県としては、指定期間が3年間であり3年単位で黒字になれば、利用者へ還元がなされれば一番好ましいと考えている。

指定期間の3年になっている理由はなぜか。

総務部が作成している「公の施設の指定管理者制度に関する運営方針」の中で、指定期間の目安として「施設の維持管理が主たる業務の施設の場合：3年」となっていることによる。

配点は申請者にも知らせるのか。

募集要項の中で示します。

申請書とプレゼンテーションで異なっている事例があったため、次回の選考審査の際、応募者が少なければ申請者との質疑応答の時間を多く取ってもらいたい。

応募状況により配慮します。

以上、募集要項及び審査基準について、事務局(案)に配点の変更を加え承認する。

沖縄県土木建築部公の施設に係る指定管理者制度運用委員会 審議概要

1. 日 時：平成22年11月10日(水)午後1時30分～午後4時30分
2. 場 所：沖縄県庁11階第2会議室
3. 出席者：大城 郁寛 委員長(琉球大学教授)
幸地 啓子 委員(税理士)
大城 辰彦 委員(沖縄県中小企業家同友会専務理事)
安次嶺 悦子 委員(沖縄県女性団体連絡協議会事務局長)
4. 審議事項：海浜公園の指定管理候補者の選考について
5. 審議内容

募集状況について説明。

第1回委員会で審議した審査基準と審査方法について再確認。

中城湾港安座真海浜公園指定管理者申請2団体それぞれのプレゼンテーション及び質疑応答による審査を行った。

金武湾港宇堅海浜公園指定管理者申請1団体のプレゼンテーション及び質疑応答による審査を行った。

全団体の審査が終了後、委員の採点結果を集計。

集計結果を各委員が確認し各委員の採点に問題がないこと、順位について異議がないことを確認し、順位1位の申請者を指定管理候補者として選定。

中城湾港安座真海浜公園については、一般社団法人南城市観光協会、金武湾港宇堅海浜公園については、株式会社T・K企画が指定管理候補者とする。